

令和7年7月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和7年7月総会

萩市農業委員会総会議事録

7月18日（金） 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第40号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第41号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について
議案第42号 非農地判断について
議案第43号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について
議案第44号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第45号 現況確認書の交付について

○出席委員（15名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 原 川 久美子 | 2番 横 山 喜一郎 |
| 3番 中 村 博 | 4番 草 野 隆 司 |
| 5番 原 田 知 美 | 欠席 矢 次 利 典 |
| 7番 三 村 浩 一 | 欠席 品 川 民 雄 |
| 9番 金 子 哲 也 | 10番 藤 田 芳 昭 |
| 11番 長 富 繁 美 | 欠席 岩 本 裕 子 |
| 13番 守 永 正 範 | 欠席 鈴 川 肇 |
| 15番 大 田 忠 男 | 16番 中 野 恵 子 |
| 17番 大 石 博 則 | 18番 松 田 由美子 |
| 19番 片 岡 兼 雄 | |

○議事録署名委員

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 原 川 久美子 | 17番 大 石 博 則 |
|------------|-------------|

○議 事

事務局長 ただいまから、令和7年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、15名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 原川委員、17番 大石委員にお願いいたします。

議 長 議案第39号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項と第2項は譲受人が同一ですので同時審査といたします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第39号第1項及び第2項は譲受人が同一のため、一括してご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約1.1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、第1項が●●●ほか1筆で、地目は登記・現況ともに畑、面積の合計は、428㎡です。

第2項の申請地が●●●ほか1筆で地目は登記・現況ともに畑、面積の合計は、396㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。

第1項の譲渡人は、●●●の●●●さんです。

第2項の譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、第1項及び第2項の譲渡人のお二人ともに、県外在住で農業後継者もいないため、耕作の継続が困難であることから、不動産事業者を介して売買により譲受人へ譲渡を検討してお

られました。

譲受人の●●●さんは、●●●出身でございます。現在は●●●にお住まいですが、帰国後、萩へ移住されるご予定で、不動産事業者を介して住宅物件とともに当該農地を取得することとなり、第1項及び第2項ともに双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は、100日の予定です。なお、譲受人が今年の10月末頃に萩市へ移住されるまでの間、●●●にお住いの譲受人の甥が、住宅と農地の管理を行われるとともに、●●●にも委託し草刈り等の管理を行い、適切な農地管理に努められるご予定です。

営農計画ですが、申請地において柑橘等の果樹を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在保有機械がないため、必要に応じて導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区の担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 事務局の説明のとおりですが、先ほども少し出ましたけども、年齢が●●●歳で、しかも単身者というような状況だったので、現地確認時に私が少し気になったところでしたが、先ほどの説明のように、ご主人もおられ、また●●●の方には甥っ子さんがおられ、甥っ子さんの援助を受けられるということなので、現状の荒れた農地という点を考えた場合に、農地保全また、空き家対策にもつながるかなということで、適当なのではないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 萩市農業委員会も国際的になりましたね。

それでは採決いたします。第1項と第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項と第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約650mに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田で、面積は、350㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は14,211.54㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんが経営規模の拡大を検討している折に、譲受人の●●●さんから売買により農地を譲渡する旨の打診があり、この申し出に応じることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は6年で、農業従事日数は200日です。

営農計画ですが、申請地において今年度は露地野菜を栽培し、次年度からは水稻の栽培を検討されておられます。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど、営農に必要な作業機械一式を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

●●●推進委員 この件につきましては、事務局からの説明のとおりです。●●●さんは周辺で水稻の栽培をされていまして、ここで苗を作ったりしておられますので、何ら問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北へ約750mに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は、363㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は1,743㎡です。権利の種類は所有権移転で売買が絡んで交換になります。譲渡人は、●●●の●●●地区の●●●さんです。

申請の理由ですが、かつて譲受人の父親が所有していた宅地を譲渡人の夫に使用貸借し、倉庫が建築され現在に至っておりますが、

このたび、双方の相続登記を整理するにあたって、倉庫の土地と代替えとなる農地を交換することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は1年で、農業従事日数は10日です。母親が●●●地区にお住まいで年齢●●●歳、農業経験年数は30年、農業従事日数は100日となっております。

営農計画ですが、申請地において露地野菜等の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機を所有され、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区の担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 この件につきましても、事務局からの説明のとおりです。●●●さんの実家がすぐ近くにありますので、今までも管理されており、これからも継続的に管理されると思われますので、何ら問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局

それでは、第5項についてご説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約200mと南に約700mの2か所に位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか11筆で、地目は登記・現況ともにすべて田で、全体の合計面積は21,530㎡です。

譲受人は●●●地域の●●●地区の●●●さんで、耕作面積は71,350㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続した農地について、県外在住で、耕作管理が十分にできないことから、譲受人の●●●さんに利用権設定により耕作管理をお願いしておられ、今後も萩に戻られるご予定もないため、耕作者の●●●さんに売買により農地を譲渡する旨、打診をされておられました。

この申し出に対して、譲受人の●●●さんが応じられることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年。農作業従事日数は250日となっております。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は30年。農作業従事日数は100日となっております。

営農計画ですが、申請地において引き続き水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや田植機、コンバインなど営農に必要な作業機械をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。●●●地区の担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長

はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員

事務局から説明のあったとおりでございますが、一箇所離れた場所に耕作されてない農地があり、周りも耕作されていない農地のため、水稻が作られるのかちょっと難しいところではありますが、これから維持管理していただけたらと思いますので、問題ないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長

第6項の説明をお願いします。

事務局

それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約1.9kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●又●●●ほか9筆で、地目は登記が田、現況が畑の筆が8筆、登記及び現況地目ともに畑の筆が2筆あり、全体の合計面積は11,435㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続により取得した農地について、市外在住で高齢のため、耕作管理が十分にできないことから、市の空き家バンク制度に住宅物件とともに登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、●●●地域のご出身で現在は●●●で会

社役員をなされておられ、ご夫婦で果樹等の栽培に興味を持たれて
いる中で当該物件を知り、空き家バンク制度を通じて住宅物件と
ともに当該農地を取得することとなり、双方合意の上、本申請に至
ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験はありません。
農作業従事日数は100日の予定となっております。奥様が年齢●
●●歳で農業経験年数はありません。農作業従事日数は50日の予
定となっております。

営農計画ですが、申請地において栗や柿、びわなどの果樹の栽培
を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、草刈機、耕運機、運搬車等をお持ちで、
必要に応じて作業機械の導入を行われるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件を
すべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員から現地調査の
結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 現地確認について報告します。内容については説明があったとお
りです。補足として、写真がありますけども、農地の右、道路があ
ってすぐ海になっております。三十数年前までは水稻を作付けされ
ておられましたが、海水が入るということで、水稻ができないとい
うことになりまして、その後は近くの畜産農家の方が、牧草を植え
ておられました。更に海水が入るということで湿田がひどく、トラ
クターも入らないということで、十数年前からは耕作放棄地になっ
ておりました。

今回、譲受人は果樹を植えてみようということで、海水が影響し
ないように、植栽する部分を小山に盛り上げて果樹を植えて試して
みるということでした。1haを超す農地が耕作放棄地から少しで
も守れるという状況でたいへんありがたい話です。合わせて住宅と
農業用倉庫を購入されましたので、今後の状況も見していきたいとい
うところです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第7項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第7項についてご説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る7月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約4.3kmに位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●ほか1筆で、地目は2筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は、1,303㎡です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は8,982㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、同じく●●●、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、農業後継者もいないため、長年、申請地の耕作・管理を行われておられた譲受人の●●●さんへ売買により譲渡することとして打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、自宅からほ場までの距離も近く、容易に耕作ができ、経営規模を拡大して営農に取り組むご意向であることから、譲渡人からの申出を受けることとして、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは年齢●●●歳で農業経験年数は15年で、農業従事日数は150日です。奥様が年齢●●●歳で農業経験年数は15年、農業従事日数は50日、母親が年齢●●●歳、農業経験年数65年で農業従事日数50日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻や露地野菜等の栽培を行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターをはじめ、耕運機や田植機、

コンバインなど営農に必要な作業機械一式をお持ちです。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 内容について、ただ今事務局の説明のとおりです。譲受人の●●●さんは、譲渡人の●●●さんより農地を借りて耕作・管理を長年されておられましたが、以前から●●●さんより●●●さんへ売買の話があったようでございまして、このたび、売買での譲渡となりました。今後、耕作を進めていくということなので、何ら問題はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第7項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第8項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第8項についてご説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る6月30日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。
申請地は、●●●から北西へ約500mに位置し、赤丸でお示し

した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに田で、面積は、2, 4 4 6 m²です。

譲受人は●●●、●●●地区の●●●さんで、耕作面積は4, 3 3 5. 4 7 m²です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが譲渡人の●●●さんは、相続で当該農地を取得されましたが、高齢で農業後継者もいないため、甥である譲受人の●●●さんへ農地を贈与により譲渡する旨、打診をしておられました。

譲受人の●●●さんは、地域内の農地で従前から実質的な管理も行っておられたことから、譲渡人の申し出を受けることとして双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は30年、農業従事日数が180日となっております。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や、草刈機を所有され、他の営農に必要な農機具は知人等から借用して作業従事されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区の担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 今事務局から説明があったとおりです。現状水稻の作付が行われるとのことで、今後も問題ないものと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので採決いたします。第8項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第8項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第40号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1項について説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月3日、●●●会長、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ400mの市道に接続する公衆用道路沿いに位置する、第1種中高層住居専用地域内にあり、過去に農業公共投資の対象となっていない、アパートや事業所が点在する地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記は田、現況は畑(梅)、面積は885㎡外1筆、合計面積1,185㎡です。

転用者は●●●の●●●さんです。

場所は、県道●●●線から市道●●●線に入りアパート内にある公衆用道路の奥にある農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明5枚)

転用目的ですが、申請地の隣接地を資材置場として借りている、市内でとび・土木工事業を営んでいる●●●から、資材置場が不足しており貸してほしいとの申し出があったため、これに応じて●●●さんが駐車場・資材置場として整備し貸し付けるものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側に申請者所有の田●●●がありますが、●●●が●●●敷地として借り受けており、また、東側に●●●さん所有の田●●●がありますが、平成7年7月に農地法第5条

許可を受け●●●に貸し付けているため、特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、手前の方を貸駐車場13台分と奥の方を資材置場として4か所を整備される計画です。

●●●さんは、サンギ・サポート・ペコビーム・パネル・型枠・コンパネ・バタ角の資材を4か所に配置されるとともに、プレハブハウスの現場事務所と仮設トイレも設置される計画です。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水(し尿)は汲み取りのため適当です。

被害防除計画ですが、梅の木を伐採・抜根し、地ならしで踏み固め、●●●側は擁壁があり、●●●側は1.5m高いため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、申請地は、●●●沿いにありますが、盛土・切土、アスファルト舗装など土地の形状変更等をしないため、河川法第55条の対象外です。

また、盛土・切土を行わないので、盛土規制法にも該当しません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区の担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第1番 この件につきまして、7月3日、炎天下の中1時30分より現地確認をしました。事務局2名、●●●会長、●●●推進委員さんと私で現地確認を行っております。内容につきましては、事務局の詳しい説明のとおりです。こんもりした部分は、梅の木が植えてありまして、これは何の果樹が植えてあるのか、よく覗いて見ないとわからないような、かずらが絡まっていて、何年も前から手入れがされていないような状態でした。貸し手の●●●さんについても、かなり高齢ということもあって、今回のお話は双方にとって、いいお話だと感じております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、
原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ1.5kmの市道沿い位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない、市道と山林に囲まれた地域にある小農地で、第2種農地です。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は1,963㎡の内918㎡です。

転用者は●●●の●●●さんです。

場所ですが、●●●と言う所で、市道●●●線沿いにある、●●●の隣にある農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明4枚)

転用目的ですが、●●●さんは家族で、●●●を経営されていますが、現在、寺院の奥にある駐車場は4台分のみで、位置がわかりにくく、一部は個人用の駐車スペースとして兼用されているため、法要の際には対応が困難な場合があるため、参拝者の利用環境を整えるため、参拝者用駐車場28台分を整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側は市道、南側はお寺の境内地、西側・

北側は●●●さんの残りの畑があるのみで、隣接農地はありません。
申請地●●●は、このようなかたちになっていますが、今回求積して、これだけを転用するというので、分筆はしておりません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、こちらの図面のとおり、2.5m×5mの区画で、奥に11台分、真ん中に12台分、手前に5台分、合計28台分の参拝者用駐車場を整備される計画です。

なお、現在は垣根がありますが、撤去して高さ1mのフェンスを設置されるということです。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透のため適当です。

被害防除計画ですが、埋立てを0～0.47mで整地し、表面はバラス敷きとするため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

なお、盛土を行う関係で、盛土規制法に該当しますが、申請地は、宅地造成等工事規制区域内であるため、盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超に該当しますが、高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため許可不要となっています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。●●●地区の担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ただいま、事務局より説明のあったとおり、7月8日、事務局2名、●●●委員と私の4名で、転用者の●●●さん立ち合いのもと、現地確認を行いました。この周辺はすべて、●●●さんの所有で裏に山もありますが、この山も●●●さん所有です。先ほど言われたように、市道が通っており、水路もきちんと整備されておりますので、何ら問題はないものと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、
原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第41号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第41号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取について」を説明いたします。

農地中間管理事業による利用権設定について、農地中間管理事業法第19条第2項に基づく農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理機構からの計画案作成協力に基づいて市町が農用地利用促進計画（案）を作成し、農地中間管理機構へ提出することとなります。この作成された、農用地利用集積等促進計画（案）については、機構法第19条第3項により農業委員会の意見を聴取するものとあることから、計画（案）について本総会にて意見を問うものでございます。

このたびの農用地利用集積等促進計画（案）ですが、農地中間管理事業の2段階方式と一括方式により、8月1日付けで新規契約を行うものを上程するものです。

なお、2段階方式とは、従前の「公社通し」と呼ばれていた、契約期間が一般的に10年以上の利用権設定によるものを言い、一括方式とは、従前の「相対契約」による利用権設定を言います。

それでは、促進計画（案）に係る利用権設定状況について、はじめに2段階方式の契約からご説明いたします。

議案書の7ページのとりまとめ表をご覧ください。

令和7年8月1日に利用権設定されるものは、むつみ地域と須佐地域において新規設定がございまして、総件数は14件、筆数が56筆、地目はすべて田で面積の合計は125,591㎡になります。次のページに促進計画（案）の内容を記載しております。

続いて、旧相対契約にあたる一括方式についてご説明いたします。議案書の11ページのとりまとめ表をご覧ください。

令和7年8月1日に利用権設定されるものは、田万川地域におい

て、1件の新規設定があり、筆数が2筆、地目はすべて田で、面積の合計は2, 005㎡となります。

次のページに一括方式の促進計画（案）の内容を記載しております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第41号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第41号は原案のとおり承認いたします。

議 長 議案第42号「非農地判断について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第42号、非農地判断について説明いたします。議案の13ページと議案第42号（別紙）の一覧表をご覧ください。

農業委員会は、「農地法の運用について」に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

今回、別紙の一覧表に記載がある土地は、令和6年度の利用状況調査（農地パトロール）等により確認し、再生利用が困難な農地であり、農地法第2条第1項にいう「耕作の目的に供される土地」に該当しないと判断したものです。令和4年度から、タブレットの現地確認アプリで推進委員さんに写真を撮影してもらい、事務局がシステムで確認するという方法で実施しておりますが、令和6年度につきましても同じように、現地確認アプリを活用して非農地判断を行うこととしており、確認した結果をまとめたものがこちらの一覧表になります。

それでは、議案第42号別紙の一覧表をご確認ください。地域ごとに通し番号を付し、集計しています。

各地域の合計ですが、別紙の４ページ、旧萩地域は９７筆、９９，３６５．２２㎡、次に、６ページ、田万川地域は５９筆、３９，５３４㎡、次に９ページ、むつみ地域は８２筆、５３，３７７．７４㎡、次に１０ページ、須佐地域は２８筆１８，４４５㎡、次に１１ページ、旭地域は９筆、４，９５７㎡、最後の１４ページ、福栄地域は７２筆、７１，３１５㎡で、川上地域は今回該当がありませんでした。

全体の合計は３４７筆、２８６，９９３．９６㎡となり、今年度は２８．７ｈａ、平成３０年度から今回までの非農地判断済み農地の累計は、全体で３，１６０筆、約３２８ｈａとなっています。約３２８ｈａの農地が農地台帳から除外されたということになります。

非農地判断を行った農地については、農地台帳の整理及び所有者への通知等を行ってまいります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員が挙手)

●●●推進委員 １０ページの合計欄ですが、●●●地域が●●●地域になっています。

事 務 局 すみませんでした。訂正いたします。ありがとうございます。

議 長 ほかにございませんか。
ないようですので、採決いたします。議案第４２号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第４２号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 議案第４３号「農地法第４条第１項第９号の規定による届出について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第４３号第１項について説明します。議案は１５ページです。

こちらは、農地法第４条の適用除外である農地法施行規則第２９

条第1号の、2アール未満の農業用施設の農地転用の届出の提出がありましたので、報告いたします。

7月3日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南に560mに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農用地区域内の農地です。

地番は●●●、登記現況とも田、面積1,753㎡の内150㎡です。

届出者は、●●●の●●●さんで、転用目的は、農業用道路(L=60.0m)の整備です。

(スクリーンに位置図を表示)

位置は、●●●裏の市道●●●号線沿いにある、届出者の●●●さんの家の隣にある農地です。

転用理由は、農作業を安全に、効率化を図るために、法面の下に、幅員2.4m、延長60.0mの農道を作るもので、150㎡の転用となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側に届出者が耕作する田があるのみで、特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

排水は、雨水のみで、自然流下で申請地の田に流入させ、流末は農業用排水路に流れ、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、埋立てを40cmとし、整地するため、土砂等の流出の恐れは無く適当です。以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある農業委員は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第43号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第44号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第44号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案書16ページをご覧ください。

本日は、4件の合意解約が提出されております。

提出された4件全てにおいて農地中間管理事業の合意解約になり、関連がありますので一括して説明いたします。

対象農地は、第1項が●●●ほか6筆で、第2項が●●●、第3項が●●●になり、第1項から第3項までの農地を出し手である賃貸人から、農地中間管理機構であるやまぐち農林振興公社を介しまして、第4項に記載の受け手となる●●●さんが借り受けられていた農地の合意解約になります。解約後は、出し手の農地全てにおいて、別の耕作者が耕作をなされます。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第44号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第45号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第45号第1項について説明いたします。議案は19ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に1.8kmに位置する、●●●又●●●、登記地目は畑、面積は124㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●の●●●というところで、市道●●●

線沿いにある農地で、先ほどの農地法第3条議案第39号第6項の農地近くにある農地です。第2項も同じです。

申立てによると、申請地は、平成18年頃に農業用倉庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建の農業用倉庫が建てられ、建物敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第2項について説明いたします。

同じく、7月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西に1.9kmに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は406㎡外3筆で合計1,205㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地4筆は、山間部にあり耕作が困難であるため、昭和年月日不詳により耕作しておらず、竹や雑木が生えており山林となっているとのことです。

本調査によると、申請地●●●は、隣接地●●●の山林と一体となって竹や雑木が生い茂り、残りの3筆も、竹や雑木が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続きまして、第3項について説明いたします。

6月30日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に350mに位置する、●●●、登記地目は畑、面積は352㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、●●●というところで、県道●●●線から市道●●●線を経由し私道を通って行った奥にある農地です。

申立てによると、申請地は、平成9年に相続により取得したが、相続した当初よりヒノキが植えられており、現在は、樹齢30年ほどのヒノキと竹が混在しており、農地としての現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地は、30年生位のヒノキが植えられており、また、竹も生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、非農地に認定したものです。

以上、報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第45号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時25分閉会